

【法律名】 国民生活安定緊急措置法

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>1 制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価の高騰等に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資（生活関連物資等）の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定めている。</li> <li>・具体的には、政令指定された価格を安定すべき物資について、標準価格の決定等を行うほか、それらの措置だけでは価格の高騰を抑えられない場合、生産等に関する指示を行ったり、割当て、配給等に関し必要な事項を定めることができる。</li> <li>・生活関連物資等の割当て又は配給その他本法の運用に関する重要事項については、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活審議会で調査審議を行うこととなっており、それらの事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べるができる。</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担 ・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準価格等の決定等（第4～7条）、特定標準価格の決定等（第8～10条）、課徴金の徴収等（第11、12条）、生産等に関する指示等（第14条～25条）、立入検査等（第30条）について、物資所管等の省と共管。また、第6条第2項、第3項、第7条の権限やそれらの権限に係る第30条第1項の権限を地方公共団体へ委任。</li> </ul>
<p>直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>実績なし。</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公表・広報頻度</li> <li>○公表・広報手段</li> </ul>	

【法律名】 物価統制令

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	1 制度の概要 ・物価が著しく高騰または高騰するおそれがある場合で、他の措置によっては価格等の安定を確保することが困難と認められるときの措置を定めている ・具体的には、統制額の指定や、統制額を超える契約、不当高価契約、暴利行為の禁止、原価計算の指示などが定められている。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・統制額によらない契約等の許可等（第3条、第8条の2）、統制額の指定（第4条）、価格表示に関する必要事項の命令（第15条）、価格等を届け出ることの命令（第17条）、原価計算命令（第18条）、割増額の付加（第20条第1項）、報告徴収・臨検（第30条）について、価格等に対する給付に関する省庁と、割増額に関する命令、国庫納付（第20条第2項、第21条）を主務大臣と共管。 ・一定の場合において、統制額によらない契約等の許可等を地方公共団体へ委任。（第31条）
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	
法執行実績の公表・広報状況	

【法律名】 不当景品類及び不当表示防止法

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1 制度の概要</p> <p>不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（以下「景品表示法」という。）は、不当な表示等による顧客誘引の防止を図るため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律である。概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 過大な景品提供の禁止（第3条）</li><li>○ 不当表示の禁止（第4条）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 優良誤認表示（第1項第1号）、有利誤認表示（第1項第2号）その他内閣総理大臣が指定する表示（第1項第3号）の禁止</li><li>・ 不実証広告規制（第4条第2項）</li></ul></li><li>○ 違反事業者に対する措置命令（第6条）</li><li>○ 違反調査のための報告の徴収及び立入検査等の権限（第9条）</li><li>○ 適格消費者団体の差止請求権（第10条）</li><li>○ 公正競争規約（業界の表示又は景品に関する自主ルール）の設定（第11条）</li><li>○ 内閣総理大臣からの権限の委任（第12条）</li><li>○ 措置命令違反に対する罰則（第15条）</li></ul> <p>2 景品表示法の主な改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 景品表示法の権限の一部を機関委任事務として都道府県知事に委任（昭和47年改正）</li><li>○ 都道府県知事が行う事務の自治事務への変更（平成11年改正）</li><li>○ 不実証広告規制の導入、都道府県知事による執行力の強化等（平成15年改正）</li><li>○ 消費者庁設置に伴う改正（平成21年改正）</li></ul> <p>3 表示規制に関連する主な告示、ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第4条第1項第3号に基づく主な告示<ul style="list-style-type: none"><li>・ 無果汁の清涼飲料水等についての表示（昭和48年公正取引委員会告示第4号）</li><li>・ 商品の原産国に関する不当な表示（昭和48年公正取引委員会告示第34号）</li><li>・ おとり広告に関する表示（平成5年公正取引委員会告示第17号）</li><li>・ 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）</li></ul></li><li>○ 主なガイドライン等<ul style="list-style-type: none"><li>・ 比較広告に関する景品表示法上の考え方（昭和62年）</li><li>・ 不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成12年）</li></ul></li></ul>
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全に配慮していることを示す広告表示の留意事項（平成13年）</li> <li>・ 消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項（平成14年）</li> <li>・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針－不実証広告規制に関する指針（平成15年）</li> </ul>																				
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県は、違反事業者に対して指示権限（第7条）</li> <li>・ 当該事業者がその指示に従わないときなどの場合は、消費者庁長官へ措置請求（第8条）</li> <li>・ 公正競争規約については、消費者庁長官及び公正取引委員会が認定する（第11条）。</li> <li>・ 調査権限を公正取引委員会に委任している（第12条）。</li> </ul>																				
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table border="0"> <tr> <td>1 消費者庁</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>○ 措置命令（第6条）</td> <td>56件</td> <td>52件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">（注）平成21年8月以前は公正取引委員会で行った排除命令件数</td> </tr> <tr> <td>2 都道府県（合計）</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>○ 指示（第7条）</td> <td>28件</td> <td>21件</td> <td>26件</td> </tr> </table>	1 消費者庁	19年度	20年度	21年度	○ 措置命令（第6条）	56件	52件	12件	（注）平成21年8月以前は公正取引委員会で行った排除命令件数				2 都道府県（合計）	19年度	20年度	21年度	○ 指示（第7条）	28件	21件	26件
1 消費者庁	19年度	20年度	21年度																		
○ 措置命令（第6条）	56件	52件	12件																		
（注）平成21年8月以前は公正取引委員会で行った排除命令件数																					
2 都道府県（合計）	19年度	20年度	21年度																		
○ 指示（第7条）	28件	21件	26件																		
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景品表示法違反被疑案件については、原則として、一の都道府県内で行われている行為については都道府県が、複数の都道府県にまたがる案件又は全国的な案件は消費者庁が調査を行っており、この考え方にに基づき、消費者庁が都道府県において調査されることが適切と認められる端緒に接した場合は都道府県に通知し、都道府県が消費者庁において調査されることが適切と認められる端緒に接した場合は消費者庁に通知されている。</li> <li>・ 消費者庁は、都道府県に対し、都道府県が処理する事務について技術的な助言等を行っている。</li> <li>・ 公正取引委員会においては、消費者庁長官からの調査権限の委任に基づき、各地方事務所等が事案の調査を担当している。</li> </ul>																				
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<p>個別の処分が行なわれた場合は内容を随時公表。 件数などは毎年1回取りまとめて公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別処分についてはプレスリリースを配布</li> <li>・ 以下のアドレスにも随時掲載 <a href="http://www.caa.go.jp/representation/index.html">http://www.caa.go.jp/representation/index.html</a></li> </ul>																				

【法律名】 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

【府省庁名】 総務省、消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>&lt;法の目的&gt;          一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。</p> <p>&lt;法の主な概要&gt;</p> <p>1 広告宣伝メールに関する規制を、あらかじめ送信に同意をした者に対してのみ送信を認める（オプトイン方式による規制）（第3条第1項）</p> <p>2 表示義務（第4条）          （広告宣伝メール中に、「送信者の氏名又は名称」等を表示）</p> <p>3 送信者情報を偽った広告宣伝メールの送信禁止（第5条）</p> <p>4 架空電子メールアドレスあての広告宣伝メールの送信の禁止（第6条）</p>																
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>法律の共管部分（第3条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第28条等）については、総務省と消費者庁が原則共同で実施。</p>																
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 総務省</td> <td style="text-align: center;">20年度</td> <td style="text-align: center;">21年度</td> <td style="text-align: center;">22年度</td> </tr> <tr> <td>○ 措置命令（第7条）</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">6件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 消費者庁</td> <td style="text-align: center;">20年度</td> <td style="text-align: center;">21年度</td> <td style="text-align: center;">22年度</td> </tr> <tr> <td>○ 措置命令（第7条）</td> <td style="text-align: center;">一件</td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> </table> <p>（注）平成21年9月の消費者庁設置後は、すべて総務省・消費者庁が共同で命令を実施している。</p>	1 総務省	20年度	21年度	22年度	○ 措置命令（第7条）	1件	6件	3件	2 消費者庁	20年度	21年度	22年度	○ 措置命令（第7条）	一件	4件	3件
1 総務省	20年度	21年度	22年度														
○ 措置命令（第7条）	1件	6件	3件														
2 消費者庁	20年度	21年度	22年度														
○ 措置命令（第7条）	一件	4件	3件														
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>法制度を所管する総務省と直罰規定の適用を行う警察との間で必要な情報交換を実施。</p>																
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>個別の処分が行われた場合は内容を随時公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別処分についてはプレスリリースを配布</li> <li>・ 以下のアドレスにも随時掲載</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/mail.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/mail.html</a></p> <p style="margin-left: 20px;"><a href="http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m03">http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m03</a></p>																

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度（※）</li> <li>・ 住宅に係る紛争の処理体制</li> <li>・ 新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任の特例等を定めることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。</li> </ul> <p>（※）住宅性能評価</p> <p>国土交通大臣の登録を受けた者（登録住宅性能評価機関）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、国土交通大臣が定める評価方法基準に従って評価すること）を行い、一定の事項を記載した住宅性能評価書を交付することができる。</p>									
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>○委任の状況</p> <p>登録住宅性能評価機関に対する適合命令、改善命令、報告徴収、検査等について地方整備局長等に委任している（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第125条）。</p>									
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>○登録住宅性能評価機関に対するもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・改善命令（第21条）</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>・立入検査（第22条）</td> <td>88件</td> <td>81件</td> </tr> </tbody> </table>		20年度	21年度	・改善命令（第21条）	0件	1件	・立入検査（第22条）	88件	81件
	20年度	21年度								
・改善命令（第21条）	0件	1件								
・立入検査（第22条）	88件	81件								
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>										
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>○公表・広報頻度</p> <p>毎年1回取りまとめて公表（個別の処分を行った際には、内容を随時公表）。</p> <p>○公表・広報手段</p> <p>報道発表及びホームページへの掲載。</p>									

【法律名】 食品衛生法

【府省庁名】 厚生労働省・消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>(目的)</p> <p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること（第1条）</p> <p>(国、都道府県等の責務)</p> <p>正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、食品衛生関係施策の総合的・迅速な実施のための相互の連携等（第2条）</p> <p>(食品等事業者の責務)</p> <p>安全性の確保に関する知識の習得、食品衛生上の危害の原因となった食品の廃棄、記録の保存等（第3条）</p> <p>(主な規制等)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 有毒、有害食品等の販売等の禁止（第6条）</li><li>・ 新開発食品の販売禁止（第7条）</li><li>・ 包括的輸入禁止措置（第8条）</li><li>・ 指定外添加物の使用等の禁止（第10条）</li><li>・ 食品、添加物、器具、容器包装の規格基準の設定（第11条）</li><li>・ 表示基準の策定（第19条）</li><li>・ 虚偽・誇大な表示・広告の禁止（第20条）</li><li>・ おもちゃ等についての準用（第62条）</li><li>・ 違反者の名称等の公表（第63条）</li><li>・ 国民の意見の聴取、施策の実施状況の公表（第64条及び第65条）</li></ul> <p>(主な改正)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 表示部分を消費者庁へ移管（平成21年）</li></ul>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>【厚生労働省】</p> <p>○国（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定外添加物の使用等の禁止（第10条）</li><li>・ 食品、添加物、器具、容器包装の規格基準の設定（第11条）</li><li>・ 監視指導指針の策定（第22条）</li><li>・ 輸入食品等監視指導計画の策定（第23条）</li><li>・ 違反者の名称等の公表（第63条）</li><li>・ 国民の意見の聴取、施策の実施状況の公表（第64条及び第65条）</li></ul> <p>○国（検疫所）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 輸入食品の届出（第27条）</li></ul>

	<p>○国（地方厚生局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合衛生管理製造過程の承認（第13条）</li> <li>・登録検査機関の登録（第33条）</li> <li>・食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録（第49条）</li> </ul> <p>○都道府県、保健所設置市及び特別区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生監視指導計画の策定（第24条）</li> <li>・報告徴収、検査、収去（第28条）</li> <li>・監視指導の実施（第30条）</li> <li>・都道府県による施設基準の制定（第51条）</li> <li>・営業の許可（第52条）</li> <li>・廃棄命令、処置命令（第54条）</li> <li>・営業許可の取消し、営業の禁停止（第55条）</li> <li>・保健所長による食中毒の調査及び報告（第58条）</li> </ul> <p>【消費者庁】</p> <p>○国（消費者庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示基準の制定（第19条）</li> <li>・監視指導指針の策定（第22条）</li> <li>・報告徴収、検査、収去（第28条）</li> <li>・表示・広告に係る監視指導の実施（第30条）</li> <li>・虚偽・誇大な表示・広告に対する廃棄命令、処置命令（第54条）</li> </ul> <p>○都道府県、保健所設置市及び特別区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生監視指導計画の策定（第24条）</li> <li>・報告徴収、検査、収去（第28条）</li> <li>・監視指導の実施（第30条）</li> <li>・虚偽・誇大な表示・広告に対する廃棄命令、処置命令（第54条）</li> <li>・営業許可の取消し、営業の禁停止（第55条）</li> </ul>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>○厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査命令（第26条）</li> </ul> <p>20年度 21年度 22年度（9月30日時点の速報値） 95,490件 110,308件 62,498件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング検査（第28条）</li> </ul> <p>20年度 21年度 22年度（9月30日時点の速報値） 83,951件 87,103件 50,684件</p> <p>○都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収去（第28条）</li> </ul> <p>20年度 21年度 22年度（10月31日現在） 153,975件 150,603件 ー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可施設数（第52条）</li> </ul>



20年度	21年度	22年度
新規：270,458件	新規：264,558件	—
継続：296,556件	継続：277,662件	—
営業施設総数：2,581,898件	営業施設総数：2,562,958件	—

・物品廃棄命令（第54条）

20年度	21年度	22年度
52件	53件	—

・営業禁止命令（第55条）

20年度	21年度	22年度
190件	239件	—

・営業停止命令（第55条）

20年度	21年度	22年度
624件	730件	—

・改善命令（第56条）

20年度	21年度	22年度
56件	67件	—

・食中毒事案の報告件数（第58条）

20年	21年	22年（10月31日時点の速報値）
1,369件	1,048件	580件

【消費者庁】

○消費者庁

・収去（第28条）

20年度	21年度	22年度（10月31日現在）
—	0件	0件

・廃棄命令、処置命令（第54条）

20年度	21年度	22年度（10月31日現在）
—	0件	0件

○都道府県等

・収去（第28条）

20年度	21年度	22年度（各年の12月中の実績値）
—	26,852件	—

・物品廃棄命令（第54条）

20年度	21年度	22年度（各年の12月中の実績値）
—	0件	—

・営業許可取消命令（第55条）

20年度	21年度	22年度（各年の12月中の実績値）
—	0件	—

・営業禁止命令（第55条）

20年度	21年度	22年度（各年の12月中の実績値）
—	5件	—

・営業停止命令（第55条）

20年度	21年度	22年度（各年の12月中の実績値）
—	—	—

	<p style="text-align: center;">－ 6件 －</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>○食品安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、食品安全行政においては、食品安全委員会がリスク評価を実施し、当該評価結果等に基づき、厚生労働省及び農林水産省等がリスク管理を実施する。</li> <li>・ 食品安全委員会は、食品の安全性に関する施策の決定に当たって科学的な評価を行い、それに基づき、関係大臣に対し勧告を実施する。</li> </ul> <p>○農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産省はその所掌事務として「農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。）」を実施することとされており、この観点から、厚生労働省とともに食品安全に関するリスク管理を担っている。</li> <li>・ 食品衛生法第12条に基づき、農薬等の成分である物質の量の限度を定めるときその他必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</li> </ul> <p>○都道府県等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえ、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき、国内流通食品等の検査、食品等事業者の監視指導等を実施する。</li> <li>・ 都道府県知事等は、大規模な食中毒が発生した場合には、直ちに厚生労働大臣に報告しなければならない、これを受け、厚生労働省及び都道府県等において、連携の上、事案の解決を図ることとしている。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクコミュニケーション 消費者庁、食品安全委員会、農林水産省及び厚生労働省が連携を図っており、他府省が企画する意見交換会にも参加している。</li> <li>・ 食品表示連絡会議 消費者庁、警察庁及び農林水産省（オブザーバーとして厚生労働省）が、不適切な食品表示に関する監視を強化するために設置。</li> <li>・ 食品表示監視協議会 関係する都道府県の機関と国の出先機関との間に設置。不適正な食品表示に関する情報共有、意見交換、迅速な処分等の必要な対応をとる。</li> </ul>
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公表・広報頻度</li> <li>○公表・広報手段</li> </ul>	<p>○厚生労働省</p> <p>公表・広報頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入食品の違反があった場合及び新たに検査命令とする場合には随時公表</li> </ul> <p>公表・広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記についてはホームページに掲載するとともに、新たに検査命令とする場合はプレスリリースを配布</li> </ul>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

○消費者庁

公表・広報頻度

- ・個別の処分が行なわれた場合は内容を随時公表。

公表・広報手段

- ・個別処分についてはプレスリリースを配布し、以下のアドレスに随時掲載

<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

【法律名】 健康増進法

【府省庁名】 厚生労働省・消費者庁

## 法執行の現状

制度の概要	<p>1. 制度の概要</p> <p>(目的)</p> <p>国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること。(第1条)</p> <p>(主な制度等)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針、都道府県健康増進計画等の策定(第7条等)</li><li>・国民健康・栄養調査等の実施(第10条)</li><li>・特別用途食品の表示に関する内閣総理大臣の許可制度(第26条)</li><li>・登録試験機関による許可試験の実施等(第26条等)</li><li>・栄養表示基準の設定(第31条)</li><li>・虚偽誇大広告等の禁止(第32条の2)</li></ul> <p>(その他)</p> <p>(独)国立健康・栄養研究所は、第10条に規定する国民健康・栄養調査の集計事務を行うほか、登録試験機関と同様に、第26条第1項に規定する特別用途食品の許可に必要な試験(許可試験)を実施している。</p> <p>2. 主な改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・表示部分を消費者庁へ移管(平成21年)</li></ul>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>【厚生労働省】</p> <p>○国(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針の策定(第7条)</li></ul> <p>○都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県健康増進計画の策定(都道府県)(第8条)</li></ul> <p>○市町村(特別区を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村健康増進計画の策定(第8条)</li></ul> <p>【消費者庁】</p> <p>○国(消費者庁)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別用途食品の表示に関する内閣総理大臣の許可(第26条)</li><li>・監視指導の実施(第27条等)</li><li>・栄養表示基準の設定(第31条)</li><li>・虚偽誇大広告等の禁止(第32条の2)</li></ul> <p>○都道府県(保健所設置市、特別区を含む)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視指導の実施（第27条等）</li> </ul>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別用途食品（特定保健用食品を除く。）の表示許可件数（第26条） 20年度 21年度 22年度（10月31日現在） 27件 10件 11件</li> <li>・特別用途食品（特定保健用食品）の表示許可件数（第26条） 20年度 21年度 22年度（10月31日現在） 99件 113件（内、移管後36件） 57件</li> <li>・栄養表示食品収去件数（第32条） 20年度 21年度 22年度（10月31日現在） 99件 0件 0件</li> </ul>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>○特別用途食品のうち特定保健用食品の許可を受けるに当たっては、食品安全委員会、及び消費者委員会新開発食品調査部会において、安全性、有効性及び表示に関する審査を経ることとされており、これらと密接に連携しながら審査を行っている。</p> <p>○国が特別用途食品等の収去を行うに当たっては、都道府県、保健所設置市等と連携し、収去対象食品の選定や収去結果に基づく指導等を行っている。</p> <p>○健康増進法に違反する虚偽誇大広告等の監視指導について、都道府県、保健所設置市及び特別区と地方厚生局との間で密接な連携を図るべき旨を「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」に定めている。</p> <p>○効果的な保健指導等を行うため、国・都道府県・政令市・特別区の保健指導担当者間で迅速な情報の収集、伝達を行う体制を整備し、連携を図っている。</p>
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分についてはプレスリリースを配布し、以下のアドレスに随時掲載 <a href="http://www.caa.go.jp/foods/index.html">http://www.caa.go.jp/foods/index.html</a></li> </ul>

【法律名】農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

【府省庁名】農林水産省・消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1. 制度の概要</p> <p>(目的)</p> <p>適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与すること（第1条）</p> <p>JAS規格（日本農林規格）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農林水産大臣は、農林物資の種類を指定して日本農林規格を制定する。（第7条）</li><li>・農林水産大臣は、JASマークを付すことができる農林物資の製造業者等の認定を行う「登録認定機関」の認定を行う。（第17条の2）</li><li>・農林物資の製造業者等は、登録認定機関からあらかじめ認定を受けて、JASマークを付すことができる。（第14条等）</li><li>・農林物資の製造業者が認定に基づかずにJASマークを付すことはできず、違反者には罰則が科される。（第18条等）</li></ul> <p>品質表示基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示の基準を定め、基準に沿った表示を義務付ける。（第19条の13）</li><li>・内閣総理大臣又は農林水産大臣は、品質表示基準に従わない事業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示を行うことができる。また、内閣総理大臣は、当該指示に従わない場合に、指示に係る措置を取るよう命令を行うことができ、当該措置命令に従わない場合には、罰則が科される。（第19条の14等）</li></ul> <p>2. 品質表示基準の主な改正概要</p> <p>昭和45年改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・品質表示基準の導入</li></ul> <p>平成11年改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・政令指定された品目に限っていた品質表示基準について、ほぼすべての食品に拡大（JAS法第19条の13第1項、第2項）</li></ul> <p>平成21年改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・品質表示基準について、消費者庁へ移管（第19条の13等）</li></ul>
-------	--

<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>・ J A S法の品質表示基準に関する立入検査及び改善指示、措置命令等については、原則として、①県域業者（1つの都道府県の区域内のみに事業所等を有する事業者）に関しては、都道府県が、②広域業者（複数の都道府県に事業所等を有する事業者）に関しては、国が実施する（施行令第12条）。</p>																																																						
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>○指示（法第19条の14第1項）</p> <table border="0"> <tr> <td>農林水産省</td> <td>平成20年度</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>12件（10月31日現在）</td> </tr> <tr> <td>消費者庁</td> <td>平成20年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>1件（10月31日現在）</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>平成20年度</td> <td>77件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>60件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>25件（10月31日現在）</td> </tr> </table> <p>○命令（法第19条の14第4項）</p> <table border="0"> <tr> <td>農林水産省</td> <td>平成20年度</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>消費者庁</td> <td>平成20年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>0件（10月31日現在）</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>平成20年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>0件（10月31日現在）</td> </tr> </table>	農林水産省	平成20年度	41件		平成21年度	31件		平成22年度	12件（10月31日現在）	消費者庁	平成20年度	1件		平成21年度	0件		平成22年度	1件（10月31日現在）	都道府県	平成20年度	77件		平成21年度	60件		平成22年度	25件（10月31日現在）	農林水産省	平成20年度	2件		平成21年度	1件		平成22年度	1件	消費者庁	平成20年度	1件		平成21年度	0件		平成22年度	0件（10月31日現在）	都道府県	平成20年度	1件		平成21年度	0件		平成22年度	0件（10月31日現在）
農林水産省	平成20年度	41件																																																					
	平成21年度	31件																																																					
	平成22年度	12件（10月31日現在）																																																					
消費者庁	平成20年度	1件																																																					
	平成21年度	0件																																																					
	平成22年度	1件（10月31日現在）																																																					
都道府県	平成20年度	77件																																																					
	平成21年度	60件																																																					
	平成22年度	25件（10月31日現在）																																																					
農林水産省	平成20年度	2件																																																					
	平成21年度	1件																																																					
	平成22年度	1件																																																					
消費者庁	平成20年度	1件																																																					
	平成21年度	0件																																																					
	平成22年度	0件（10月31日現在）																																																					
都道府県	平成20年度	1件																																																					
	平成21年度	0件																																																					
	平成22年度	0件（10月31日現在）																																																					
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>○共通パンフレット等による普及活動 消費者庁及び農林水産省が合同でパンフレットを作成・普及</p> <p>○農林水産省と警察庁との連携 食品表示偽装対策に関する連携強化の申合せ、意見交換会の実施や個別事案の情報共有</p> <p>○食品表示連絡会議 消費者庁、警察庁及び農林水産省（オブザーバーとして厚生労働省）が、不適切な食品表示に関する監視を強化するために設置</p> <p>○食品表示監視協議会 国の出先機関と関係する都道府県の機関との連携強化</p>																																																						
<p>法執行実績の公表・広報状況</p>																																																							

○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	・個別の処分が行なわれた場合は内容を随時公表 ・個別処分についてはプレスリリースを配布 ・以下のアドレスにも随時掲載 <a href="http://www.caa.go.jp/foods/index.html">http://www.caa.go.jp/foods/index.html</a> <a href="http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html">http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html</a>
----------------------	--



【法律名】米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

【府省庁名】財務省・農林水産省・消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>制度の概要</p> <p>本法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>主な制度は以下のとおり</p> <p>① 取引等の記録の作成・保存（法第3条、第5条、第6条） 米穀等の取引等について、名称、産地、数量、年月日、取引の相手方の氏名、搬出入場所等の記録の作成・保存を義務付け。</p> <p>② 産地情報の伝達（法第4条、第8条） 事業者間の取引及び一般消費者に対する販売・提供に際して、米穀等の原料米の産地情報の伝達を義務付け。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類についての取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達については財務大臣（国税庁長官）の専管。</li> <li>・一般消費者に対する産地情報の伝達については農林水産大臣と内閣総理大臣（消費者庁長官）が共管。</li> <li>・勧告、命令、立入検査に係る農林水産大臣の権限については地方農政局長等に委任、財務大臣の権限については、国税庁長官・国税局長等に委任。</li> <li>・主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内にある米穀事業者への権限行使は都道府県知事が行う。</li> </ul>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>取引等の記録の作成・保存部分については、平成22年10月1日に施行されたところであり、また、産地情報の伝達部分については、平成23年7月1日施行と未施行であるため、現在のところ法執行の実績はない。</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>同上</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公表・広報頻度</li> <li>○公表・広報手段</li> </ul>	<p>同上</p>

【法律名】 独立行政法人国民生活センター法

【府省庁名】 消費者庁

### 法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的として設立された独立行政法人であり、「消費者基本法」において、消費生活に関する情報の収集・提供、苦情相談などの中核的機関として位置づけられている。</li><li>・ 消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、平成21年度独立行政法人国民生活センター法改正にて、その解決が全国的に重要な消費者紛争について和解の仲介及び仲裁を行うことができるようになっている。</li></ul>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当する法執行規定はない</li></ul>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当する法執行規定はない</li></ul>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当する法執行規定はない</li></ul>
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当する法執行規定はない</li></ul>

【法律名】 警備業法

【府省庁名】 警察庁

### 法執行の現状

制度の概要	<p>1 制度の概要</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）は、警備業務の実施の適正を図ることを目的に昭和47年に制定されたものである。法の消費者保護に関する規定の概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 書面の交付義務（第19条） 警備業者に対し、契約の締結に際し、重要な事項を記載した書面を契約締結前（第1項）及び締結後（第2項）に交付することを義務付け、警備業務の依頼者の保護を図ることとしたもの。</li><li>○ 苦情の解決に係る努力義務（第20条） 警備業者に対し、依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととしたもの。</li><li>○ 違反業者に対する指示（第48条）、営業停止命令等（第49条）</li><li>○ 書面交付義務違反に関する罰則（第57条第4号）</li></ul> <p>2 主な改正の履歴</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 暴力団員等が不当に関与することのないよう暴力団員等の欠格規定（第3条）を強化（平成14年）</li><li>○ 警備業に対する社会的な需要が拡大する中で、依頼者からの警備業務に対する苦情が数多く発生していることを受け、依頼者の保護を図る観点から、書面の交付義務（第19条）及び苦情の解決に係る努力義務（第20条）を規定（平成16年）</li></ul>																		
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都道府県公安委員会は、欠格事由等に該当する警備業者に対して認定の取消し権限（第8条）</li><li>○ 都道府県公安委員会は、違反警備業者に対して指示権限（第48条）及び営業停止命令権限等（第49条）</li><li>○ 都道府県警察は、書面交付義務違反を行った警備業者に対して取締権限（第57条第4号）</li></ul>																		
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table border="1" data-bbox="472 1653 1257 1928"><thead><tr><th></th><th>H20</th><th>H21</th></tr></thead><tbody><tr><td>行政処分件数</td><td>266</td><td>304</td></tr><tr><td>指示処分（第48条）</td><td>230</td><td>273</td></tr><tr><td>営業停止命令（第49条第1項）</td><td>30</td><td>24</td></tr><tr><td>廃止命令（第49条第2項）</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>取消し（第8条）</td><td>6</td><td>7</td></tr></tbody></table> <p>※平成22年度の法執行の実績については、平成23年6月目途に公表予定</p>		H20	H21	行政処分件数	266	304	指示処分（第48条）	230	273	営業停止命令（第49条第1項）	30	24	廃止命令（第49条第2項）	0	0	取消し（第8条）	6	7
	H20	H21																	
行政処分件数	266	304																	
指示処分（第48条）	230	273																	
営業停止命令（第49条第1項）	30	24																	
廃止命令（第49条第2項）	0	0																	
取消し（第8条）	6	7																	
法執行における、関係行政機関（関係省庁・	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 警察庁において、都道府県警察に対し、法執行に係る通達等を示すことにより、適切な法執行が行われるよう監督を実施。</li></ul>																		

<p>取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公表・広報頻度</li> <li>○公表・広報手段</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業停止命令を実施した都道府県公安委員会がホームページで警備業者名等をその都度公表。</li> <li>○ 全国の統計については、警察庁が年1回取りまとめて警察庁のホームページで公表</li> </ul>

【法律名】 金融商品取引法

【府省庁名】 金融庁

## 法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 有価証券の発行者等に係る開示制度、金融商品取引業者に係る業規制・行為規制、金融商品取引所に係る制度、インサイダー取引等の不公正取引規制、セーフティネットである投資者保護基金に係る制度等について規定。</li><li>○ 最近の主な改正の状況は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li><b>18年改正</b>（証券取引法から金融商品取引法へ改組）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幅広い金融商品・サービスを包括的に規制対象商品に追加（法第2条）</li><li>・ 広告規制、書面交付義務等の行為規制の見直し（法第37条等）</li><li>・ 公開買付制度、大量保有報告制度の見直し（法第2章の2・3）</li><li>・ 四半期報告制度、内部統制報告制度の整備（法第24条の4の4等）</li><li>・ 取引所の自主規制機能の強化（法第84条等）</li><li>・ 罰則の引上げ（法第197条等）</li></ul></li><li><b>19年改正</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 不正・違法行為発見時における監査人の当局への申出制度の創設（法第93条の3）</li></ul></li><li><b>20年改正</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ プロ向け市場の創設（法第2条等）</li><li>・ ファイアーウォール規制の見直し（法第31条の4等）</li><li>・ 課徴金制度の見直し（法第172条等）</li></ul></li><li><b>21年改正</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 格付会社に対する規制の導入（法第3章の3等）</li><li>・ 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設（法第5章の5）</li><li>・ 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続の見直し（法第34条の2等）</li><li>・ 有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入（法第43条の2）</li><li>・ 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し（法第2条等）</li></ul></li><li><b>22年改正</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け（法第156条の62）</li><li>・ 取引情報保存・報告制度の創設（法第156条の63等）</li><li>・ 証券会社の連結規制・監督の導入等（法第57条の2等）</li><li>・ 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備（法第207条）</li></ul></li></ul></li></ul>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 内閣総理大臣が監督<ul style="list-style-type: none"><li>・ 金融商品取引業者等への報告聴取及び検査等について、証券取引等監視委員会へ委任（法第194条の7）</li><li>・ 金融商品取引業者等への処分等の一部について、財務局長等へ委任（法第194条の7）</li></ul></li></ul>
直近3年間（平	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 業務改善命令（金融商品取引法第51条・第51条の2・第66条の20、投資信</li></ul>

<p>成20年度、21年度及び22年度10月まで)の法執行の実績(処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数</p>	<p>託及び投資法人に関する法律第214条)  20年度 25件、21年度 34件、22年度 18件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資産の国内保有命令(金融商品取引法第56条の3)  20年度 1件</li> <li>○ 業務停止命令(金融商品取引法第52条・第66条の20)  20年度 8件、21年度 19件、22年度 12件</li> <li>○ 役員解任命令(金融商品取引法第52条)  20年度 2件、22年度 1件</li> <li>○ 登録取消(金融商品取引法第52条・第53条・第66条の20)  20年度 14件、21年度 8件、22年度 6件</li> <li>○ 犯則事件の告発(金融商品取引法第226条)  20年度 12件、21年度 17件、22年度 5件</li> <li>○ 金融商品取引業者等に対する処分に係る勧告  20年度 23件、21年度 21件、22年度 13件</li> <li>○ 課徴金納付命令等に関する勧告  20年度 29件、21年度 53件、22年度 26件</li> <li>○ 課徴金納付命令決定等(金融商品取引法第185条の7)  20年度 31件、21年度 48件、22年度 28件</li> <li>○ 証券検査(金融商品取引法第56条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第60条の11、第63条第8項、第66条の22、第75条、第79条の4、第79条の77、第103条の4、第106条の6、第106条の16、第106条の20第1項、第106条の20第2項において準用する第106条の20第1項、第106条の27、第151条、第153条の4において準用する第151条、第155条の9、第156条の15、第156条の34、第156条の58)  20年度 210件、21年度 216件、22年度 121件  (着手ベースでの実施件数)</li> </ul>
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯則調査等の実施に関し、必要に応じ、警察・検察と連携し、情報交換等を行っている。</li> <li>○ 金融商品取引業者等の処分が有価証券の流通又は市場デリバティブ取引に重大な影響を与えるおそれがあるときは、財務大臣に協議する等の連携を図ることとなっている。</li> <li>○ 商品投資により運用するみなし有価証券の売買等にかかる業務に関し処分を行う場合には、農林水産大臣又は経済産業大臣と協議等を行うこととなっている。</li> <li>○ 地方支分部局である各財務局等が法律に規定する委任事項等を処理する場合、あらかじめ金融庁に協議等を行うこととなっている。</li> <li>○ また、検査等の実施に関し、必要に応じ、各財務局等と連携しているほか、日常的に情報交換等を行っている。</li> <li>○ なお、投資者保護基金については、財務省と共管となっているため、適宜適切な連携を図っている。</li> <li>○ 金商法施行にあわせて、パブリックコメントの実施による透明性の高い手続きを経て、財務局及び金融庁の職員向けに「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等を策定し、各種規制の基本的考え方、利用者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融</li> </ul>

	庁と財務局の連携を強化。
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>○ 金融庁においては、行政処分を行った場合には、その内容について随時公表しているほか、その一覧についてもウェブサイトに公表。<a href="http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html">http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html</a>)</p> <p>○ 証券取引等監視委員会においては、金融庁への勧告事案や告発事案、裁判所への禁止命令の申立て事案がある場合には、その内容について随時公表しているほか、件数についてもとりまとめウェブサイトに公表。<a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm">http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm</a>)</p>

【法律名】 保険業法  
 【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険業を行う者についての免許制度（法第3条等）（少額短期保険業を行う者については登録制度（法第272条等））</li> <li>○ 保険業を行う者について、その事業に対し必要な規制       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険募集人等に関する規制（法第275条等）</li> <li>・ 保険募集等に関する禁止行為（法第300条等）</li> </ul> </li> <li>○ 保険会社等に対する監督       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告又は資料の提出（法第128条等）</li> <li>・ 立入検査（法第129条等）</li> <li>・ 業務の停止命令等（法第132条等）</li> <li>・ 免許等の取消し等（法第133条等）</li> </ul> </li> <li>○ 早期是正措置の導入（法第130条等、10年改正）</li> <li>○ 保険契約者保護機構の創設（法第259条等、10年改正）、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の特例措置（3年間）の創設（法附則1条の2の13、12年改正）、延長（3年間）（法附則1条の2の14）（15年、17年、20年改正）</li> <li>○ 契約条件の変更（いわゆる予定利率の引下げ）を可能とする手続きの整備（法第240条の2等、15年改正）</li> <li>○ 保険業法の適用範囲の見直し、少額短期保険業の創設（法第2条等、17年改正）</li> <li>○ クーリング・オフの適用範囲の拡大（令第45条等、19年改正）</li> </ul>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣総理大臣が監督       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部（保険会社等に対する業務停止命令等）を委任（法第313条、令第46条）</li> <li>・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部（少額短期保険業者に関するもの等）を委任（法第313条、令第47条）</li> </ul> </li> </ul>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務改善命令（保険業法第132条第1項、法204条第1項、法272条の25第1項） <u>金融庁10件、財務局5件（共に全て公表）</u></li> <li>・ 業務停止（廃止）命令（法132条第1項、法205条第1項、法272条の26第1項） <u>財務局4件（共に全て公表）</u></li> <li>・ 立入検査 ※平成20事務年度（20.7～21.6）の件数       <ul style="list-style-type: none"> <li>保険持株会社（法第271条の28） 金融庁1件</li> <li>生命保険会社（法第129条） 金融庁10件</li> <li>損害保険会社（法第129条） 金融庁8件</li> <li>少額短期保険業者（法第272条の23） 財務（支）局1件</li> </ul> </li> </ul> <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務改善命令（保険業法第132条第1項、法205条第1項、法272条の25第1項） <u>金融庁4件、財務局3件（共に全て公表）</u></li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止(廃止)命令（法132条第1項、法204条第1項、法272条の26第1項）  <u>財務局2件（共に全て公表）</u></li> <li>・立入検査 ※平成21事務年度（21.7～22.6）の件数        保険持株会社（法第271条の28） 金融庁1件        生命保険会社（法第129条） 金融庁10件        損害保険会社（法第129条） 金融庁6件        少額短期保険業者（法第272条の23） 財務（支）局13件</li> </ul> <p>平成22年度(4月～10月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査 ※平成22事務年度（22.7～22.10）の件数        未公表</li> </ul> <p style="text-align: right;"><u>処分、勧告等の該当なし</u></p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締役機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険会社等に対する処分が保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあるときは、財務大臣に協議する等の連携を図ることとなっている。</li> <li>○ 保険契約者保護機構については、財務省と共管となっているため、適宜適切な連携を図っている。</li> <li>○ 少額短期保険業者等については、       <ul style="list-style-type: none"> <li>① 検査においては、毎事務年度の検査基本方針・計画策定、検査結果の審理等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っている。</li> <li>② また、監督においては、パブリックコメントの実施を経て利用者保護に係る監督上の着眼点を盛り込んだ監督指針の策定や、年度の監督方針の策定を金融庁が行う一方で、業者に対する行政処分や少額短期保険業の登録の審査等については、権限委任を受けている財務局が主として行っている。</li> </ul> </li> <li>○ このように、少額短期保険業者等の検査・監督については、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている実態である。</li> </ul>
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>個別の処分が行われた場合は内容を随時公表。</p> <p>件数などは四半期に1回取りまとめて金融庁ホームページに掲載。</p> <p>立入検査の実施状況については、「金融庁の一年」にて毎年1回公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別処分についてはプレスリリースを配布するとともに、金融庁ウェブサイト随時掲載  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/22/20101110-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/22/20101110-1.html</a></li> <li>・ 「金融庁の一年」については、金融庁ウェブサイトに公表。  <a href="http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html">http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html</a></li> </ul>

【法律名】 資金決済に関する法律

【府省庁名】 金融庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前払式支払手段           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前払式支払手段発行者についての届出(自家型発行者)、登録(第三者型発行者)制度(法第5条、第7条)</li> <li>・ 未使用残高が一定の金額を超える場合の発行保証金の供託義務(法第14条)</li> <li>・ 前払式支払手段発行者に対する報告徴求・立入検査及び業務改善命令を規定(法第24条、第25条)</li> <li>・ 自家型発行者に対しては業務停止命令、第三者型発行者に対しては業務停止命令・登録取消処分を規定(法第26条、第27条)</li> </ul> </li> <li>○ 資金移動業 [22年4月施行]           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金移動業者についての登録制度(法第37条)</li> <li>・ 未達債務の全額について履行保証金の供託義務(法第43条)</li> <li>・ 資金移動業者に対する報告徴求・立入検査、業務改善命令及び業務停止命令・登録取消処分を規定(法第54条、第55条、第56条)</li> </ul> </li> </ul>																																								
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣総理大臣が監督           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任(法第104条)</li> <li>・ 金融庁長官は上記権限の一部を財務局長等に委任(法第104条、令第28条、令第29条)</li> </ul> </li> </ul>																																								
<p>直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度10月まで)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導))の件数</p>	<p>1. 前払式支払手段発行者に対する法執行の実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20事務年度</th> <th>21事務年度</th> <th>22事務年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①立入検査(法第24条)</td> <td>154件</td> <td>183件</td> <td>未公表</td> </tr> <tr> <td>②業務改善命令(法第25条)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>③業務停止命令(法第26条、第27条)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>④登録取消処分(法第27条)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法執行は全て財務局が実施。          ※20事務年度は 20年7月～21年6月、21事務年度は 21年7月～22年6月、22事務年度は 22年7月～22年10月の件数。(2.も同じ)</p> <p>2. 資金移動業者に対する法執行の実績 [22年4月施行]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20事務年度</th> <th>21事務年度</th> <th>22事務年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①立入検査(法第54条)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>未公表</td> </tr> <tr> <td>②業務改善命令(法第55条)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>③業務停止命令(法第56条)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>④登録取消処分(法第56条)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		20事務年度	21事務年度	22事務年度	①立入検査(法第24条)	154件	183件	未公表	②業務改善命令(法第25条)	0件	0件	0件	③業務停止命令(法第26条、第27条)	0件	0件	0件	④登録取消処分(法第27条)	0件	0件	0件		20事務年度	21事務年度	22事務年度	①立入検査(法第54条)	—	—	未公表	②業務改善命令(法第55条)	—	—	0件	③業務停止命令(法第56条)	—	—	0件	④登録取消処分(法第56条)	—	—	0件
	20事務年度	21事務年度	22事務年度																																						
①立入検査(法第24条)	154件	183件	未公表																																						
②業務改善命令(法第25条)	0件	0件	0件																																						
③業務停止命令(法第26条、第27条)	0件	0件	0件																																						
④登録取消処分(法第27条)	0件	0件	0件																																						
	20事務年度	21事務年度	22事務年度																																						
①立入検査(法第54条)	—	—	未公表																																						
②業務改善命令(法第55条)	—	—	0件																																						
③業務停止命令(法第56条)	—	—	0件																																						
④登録取消処分(法第56条)	—	—	0件																																						
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監督においては、パブリックコメントの実施を経て、事務ガイドラインを策定し、財務局職員向けに利用者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局が連携している。</li> <li>○ 検査においては、毎事務年度の検査基本方針・計画策定、検査結果</li> </ul>																																								

	<p>の審理等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っており、金融庁と財務局が連携している。</p>
<p>法執行実績の 公表・広報状況 ○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>立入検査の実施状況については、「金融庁の一年」にて毎年1回公表。個別の行政処分が行われた場合は、内容を随時公表。また、「行政処分事例集」を四半期毎に公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「金融庁の一年」については、金融庁ウェブサイトに公表。 <a href="http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html">http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html</a></li> <li>・ 個別の行政処分については、プレスリリースを配付するとともに、処分を行った財務局及び金融庁ウェブサイトに随時掲載。 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/index.html">http://www.fsa.go.jp/news/index.html</a></li> <li>・ 「行政処分事例集」については、金融庁ウェブサイトに公表。 <a href="http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html">http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html</a></li> </ul>

【法律名】 振り込め詐欺救済法

【府省庁名】 金融庁・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省

### 法執行の現状

制度の概要	<p>○ 振り込め詐欺等の振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続を規定。</p> <p>(注) 法の対象となる「振込利用犯罪行為」とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたもの（法第2条）</p> <p>○ 手続の概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 金融機関が、犯罪利用の疑いがあると認める預金口座等を取引停止等（口座の凍結等）。</li><li>② 金融機関が、預金保険機構（預保）に対して債権消滅手続開始公告の求め。</li><li>③ 預保はインターネットの利用により、公告を実施。</li><li>④ 預金等債権の消滅後、金融機関は、預保に対して支払手続開始公告の求め。</li><li>⑤ 預保はインターネットの利用により、公告を実施。</li><li>⑥ 金融機関が、支払申請者に対して支払の決定を行い、被害回復分配金を支払い。</li><li>⑦ 金融機関が、被害者に返金できなかった金銭を預保に納付。</li><li>⑧ 預保が、納付金を「犯罪被害者等の支援の充実のため」に支出。</li></ul>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>○ 対象となる金融機関ごとに、行政庁を規定（法第39条）。主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 銀行、信用金庫、信用組合 等（内閣総理大臣）</li><li>・ 労働金庫 等（内閣総理大臣及び厚生労働大臣）</li><li>・ 農業協同組合 等（内閣総理大臣及び農林水産大臣等）</li></ul> <p>○ 内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任（法第41条）</p> <p>○ 金融庁長官は財務局長等に権限を委任（令第2条等）</p>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>○ 本年8月公表の「平成22事務年度 主要行等向け監督方針、中小・地域金融機関向け監督方針」及び「平成22 検査事務年度検査基本方針」において、以下の趣旨を記載の上、重点的に検証。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 振り込め詐欺救済法に沿って、犯罪利用預金口座等に係る取引の停止や、当該口座に残された資金についての被害が疑われる者への情報提供やその後の分配等の被害者救済対応を的確に行っているか。</li></ul>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>○ 平成22年9月、振り込め詐欺救済法に定める預保納付金の取扱い等について検討するため、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置。主に、①被害者に対して返金できなかった残余金（預保納付金）の具体的用途や②金融機関における被害者に対する返金率の向上、を検討することとしており、有識者等からヒアリングを行い、その結果を参考に</p>

	<p>しつつ、本年度内を目途にとりまとめ予定。</p> <p>(参考) 現在の構成メンバー</p> <p>座長 金融庁 和田 隆志 大臣政務官</p> <p>内閣府 末松 義規 内閣府副大臣 (犯罪被害者等施策担当)</p> <p>財務省 吉田 泉 大臣政務官</p> <p>オブザーバー 警察庁、法務省、預金保険機構</p> <p>※ 法の執行と直接関係するものではないが、以下のとおり、関係行政機関との連携を図っている。</p> <p>○ 平成22年7月、「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」を開催し、振り込め詐欺の撲滅に向け、引き続き、振り込め詐欺グループに対する取締りの徹底及び官民一体となった取組みの推進を申合せ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁、金融庁、消費者庁、経済産業省ほか関係省庁</li> </ul> <p>○ 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおける申合せ (平成22年6月) 等を踏まえ、すべての口座振込みを伴う消費生活侵害事犯の犯罪利用預金口座等について、金融機関への情報提供を徹底。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房、消費者庁、金融庁、警察庁ほか関係省庁</li> </ul>
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公表・広報頻度</li> <li>○公表・広報手段</li> </ul>	<p>○「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」について、有識者等からのヒアリングを公開することとしており、また資料や議事録を金融庁ウェブサイトに掲載。  <a href="http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html">http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html</a></p> <p>※ 法の執行と直接関係するものではないが、金融庁では、以下の取組みを実施している。</p> <p>○預金口座の不正利用に関する情報について、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施。その情報提供件数等について、四半期に一度公表。</p> <p>上記内容は、プレスリリースするほか金融庁ウェブサイトに掲載。  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20101029-3.html">http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20101029-3.html</a></p>

【法律名】偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）

【府省庁名】金融庁・経済産業省・農林水産省・厚生労働省

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>○ 偽造カードによる損害について、</p> <p>① 原則、金融機関がその損害の全額</p> <p>② 預貯金者に故意又は重過失（故意又は重過失の立証責任は金融機関）があった場合は、預貯金者がその損害の全額を負担。（第4条）</p> <p>○ 盗難カードによる被害について、上記①及び②と同様に規定するとともに、盗難にあった預貯金者側の事情を考慮して、預貯金者に過失（過失の立証責任は金融機関）があった場合は、金融機関がその損害の4分の3の額を負担。（第5条）</p>								
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>									
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>○ 本年8月公表の「平成22事務年度主要行等向け監督方針、中小・地域金融機関向け監督方針」及び「平成22検査事務年度検査基本方針」において、前事務年度に続き以下の趣旨を記載の上、重点的に検証。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策に努めているか。預貯金者保護法や銀行業界内の申合せに沿った被害者への補償を的確に行っているか。</li> <li>・本人認証情報の保護対策を含め、情報セキュリティ対策の向上に向けた態勢が整備されているか。</li> </ul>								
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>○ 金融庁、警察庁、業界団体の3者による情報交換会を開催（本年7月）し、預貯金者からの相談内容等から把握できた問題点等について情報共有。</p>								
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>○ 預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況及び金融機関による被害者への補償状況を取りまとめ、四半期に一度公表。</p> <p>（参考：金融機関による補償状況（本年10月公表））</p> <table border="1" data-bbox="472 1839 1428 1928"> <thead> <tr> <th>偽造カード</th> <th>盗難カード</th> <th>盗難通帳</th> <th>インターネットバンキング</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98.7%</td> <td>83.9%</td> <td>42.1%</td> <td>85.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）調査開始から本年6月末までの累計。</p> <p>○ 預金取扱金融機関のATM及びインターネットバンキングにおける</p>	偽造カード	盗難カード	盗難通帳	インターネットバンキング	98.7%	83.9%	42.1%	85.2%
偽造カード	盗難カード	盗難通帳	インターネットバンキング						
98.7%	83.9%	42.1%	85.2%						

	<p>認証方法等の状況を調査・集計し、その概要を年に一度公表。 上記内容は、プレスリリースするほか金融庁ウェブサイトに掲載。 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20101020-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20101020-1.html</a> <a href="http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100611-1.html">http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100611-1.html</a></p>
--	--